

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

2024年7月29日

旧	新
<p>第16条（入出金）</p> <p>1.本口座への入金及び本口座からの出金は、当社が別途定めるものとします。</p> <p>2.本口座への入金の反映は当社が処理を完了した時点で反映させるものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>3.入金の効力については前項の処理が完了し、当社が本サービスを通じて、本口座に反映させた時点で発生するものとします。</p>	<p>第16条（入出金）</p> <p>1.本口座への入金及び本口座からの出金は、当社が別途定めるものとします。</p> <p>2.本口座への入金の反映は当社が処理を完了した時点で反映させるものとします。</p> <p>3.入出金として受け入れる通貨の種類は、日本円または当社指定外貨とします。</p> <p>4.入金の効力については前項の処理が完了し、当社が本サービスを通じて、本口座に反映させた時点で発生するものとします。</p>
<p>第21条（追加証拠金）</p> <p>1.当社は、毎営業日(営業日については別途定めるものとします。以下同じ)建玉を保有しているお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。</p> <p>2.お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までには預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p>	<p>第21条（追加証拠金）</p> <p>1.当社は、毎営業日(営業日については別途定めるものとします。以下同じ)建玉を保有しているお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。</p> <p>2.お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までには預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p>

旧	新
<p>3.前項の日時まで追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。なおすべての建玉を当社が任意で処分した場合の損益金は、日本円で発生するものとします。</p> <p>4.お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできないものとします。 (新設)</p> <p>5.本条は法人のお客様には適用しないものとします。</p>	<p>3.前項の日時まで追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。なおすべての建玉を当社が任意で処分した場合の損益金は、日本円で発生するものとします。</p> <p>4.お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできないものとします。</p> <p><u>5. 追加証拠金を当社指定外貨にて充当する場合、追証発生日の前営業日のニューヨーククローズ時点のFX ネオの米ドル/円レートを円換算額に適用します。</u></p> <p>6.本条は法人のお客様には適用しないものとします。</p>